

## 配偶者の税額軽減 ～第二次相続を考慮した分割～

## その2

相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の配偶者であるときは、一定の要件のもとにその配偶者の相続税額が軽減されます。

そこで、今回（第一次相続）の納付すべき相続税額を最も少なくするには、配偶者が相続する財産の価額を、法定相続分以上又は16,000万円以上に（配偶者と子が相続人の場合は遺産額が32,000万円以下のとき）にすればよいこととなります。

しかし、第一次相続に続いてその配偶者の相続（第二次相続）が同じ年に連続して発生した場合や、又は発生しそうなときには、配偶者が第一次相続においていくら遺産を相続すれば有利かについては、第一次相続及び第二次相続の相続税を通算して判定する必要があります。

同一年中に連続して相続が発生した次の設例（被相続人の遺産が5億円で、残存配偶者に固有の財産が1億円ある場合）では、同一年中に相続が発生したことによる相次相続控除を考慮すると、配偶者が第一次相続の財産の10%を相続することで第一次相続及び第二次相続における通算相続税額は最も少なくなります。

なお、これらの税額は第一次相続の被相続人の遺産の額・法定相続人の数及び構成により異なるほか、残存配偶者に多額の固有財産がある場合には、第二次相続までを考えると第一次相続では配偶者が相続しない方が有利となる場合もあります。

## 【設例】

1. 被相続人 父（令和2年4月死亡）
2. 父の遺産 5億円
3. 相続人 母・長男・長女
4. その他 母固有の財産は1億円とする

(単位：万円)

相続割合	第一次相続の税額		第二次相続の税額	合計税額
	母①	子②	1年以内に相続発生③	
10:0	6,555	0	(注3) 10,205	①+②+③ 16,760
9:1	5,244	1,311	9,856	16,411
8:2	3,933	2,622	9,507	16,062
7:3	2,622	3,933	9,249	15,804
6:4	1,311	5,244	9,084	15,639
5:5	0	6,555	8,920	15,475
4:6	0	7,866	6,920	14,786
3:7	0	9,177	4,920	14,097
2:8	0	10,488	3,340	13,828
1:9	0	11,799	1,840	13,639
0:10	0	13,110	770	13,880

(注1) 相続税額は、令和2年4月現在の税制によっています。

(注2) 子は、各人均等に相続するものとして計算しています。

(注3) 税額控除等は、配偶者の税額軽減及び相次相続控除のみとして計算しています。

## ※(注) 計算内容の例示

(5億円+1億円-6,555万円) - 4,200万円 = 49,245万円 (第二次相続時の課税遺産総額)

(49,245万円 × 1/2 × 45% - 2,700万円) × 2人 = 16,760万円 (第二次相続の相続税の総額)

16,760万円 - 6,555万円 (相次相続控除額) = 10,205万円 (第二次相続の税額)

以上の設例の場合には、母は第一次相続（配偶者の相続）で遺産の1割を相続すれば、通算相続税は最も軽減されます。  
(文責：山本和義)